

省エネ住宅ポイント対象住宅証明書 適合審査料金 【新規申込・変更申込料金表】（税別）

1. 一戸建ての住宅

適用する基準	一般	評価書等利用（ 1 ）
住宅事業建築主の判断の基準	30,000円	13,000円
一次エネルギー消費量等級		
断熱等性能等級	20,000円	-
省エネルギー対策等級		

1：評価書等利用とは、ハウスプラスが発行した『設計住宅性能評価書』、『建設住宅性能評価書』、『フラット35S適合証明書（省エネ基準に適合）』、『長期優良住宅技術的審査適合証』、新築に係る『贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書（省エネ基準に適合）』、すまい給付金に係る『現金取得者向け新築対象住宅証明書（省エネ基準に適合）』の他、所管行政庁が発行する『長期優良住宅認定通知書』等を活用し、算定用webプログラム出力表もしくは基準達成率算定シートにおける断熱性能区分(ア)及び(ウ)により審査を行う場合です。

2. 共同住宅等

別途ご相談ください

3. 「省エネ住宅ポイント」の申請に使用できる耐震改修証明書

別途ご相談ください

4. その他の料金

1) 適合確認書の滅失、または汚損・破損による再発行

再発行単位	料金
1 住戸または 1 住棟あたり	5,000円

2) 事前相談等に係わる費用を別途請求できるものとする。

3) 料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間開発戸数の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行う場合。
- ・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に審査業務依頼を行ったとき。

4) 料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。

5) 審査の取下げにおける実費の取扱いについて

取下げのタイミング	取下げにおける実費
受付前	実費なし（全額ご返金）
受付後・質疑前	一律5,000円を実費とさせていただきます。
ハウスプラスからの質疑書提出後	申込料金全額を実費とさせていただきます。